

平成25年3月13日

## 委託業務の最低制限価格の設定について（試行）

小 浜 市

小浜市が発注する建設工事に関連する委託業務について、最低制限価格制度実施要領を制定し、下記のとおり試行することとしましたので、ご留意ください。

### 記

#### 1 設定の理由

- ・ダンピング受注を防止し、委託業務の適正な履行を確保するため。

#### 2 設定の対象

- ・建設工事に関連する測量、調査、設計等で、設計額（消費税および地方消費税を含む。）が50万円を超えるもの。

※ただし、必要がないと認めるものについては、設定しないことがある。

#### 3 設定の周知

- ・入札公告および入札通知に設定の有無を明記する。

#### 4 基準の算式

区 分		算 出 式
設計	土木	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×3/10)
	農林	(直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)
	建築	(直接人件費+特別経費+技術料等経費×6/10+諸経費×6/10)
測量 (用地測量を含む)		(直接測量費+測量調査費+諸経費×4/10)
調査	地質調査	(直接調査費+間接調査費×9/10+解析等調査業務費×7.5/10+諸経費×4/10)
	補償調査	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×3/10)
	道路、河川 環境調査等	(直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)

※上記の算出式から得た額に消費税および地方消費税を加えた金額を基準とし、設定する。

#### 5 適用基準日

- ・平成25年4月1日以降に入札公告および入札通知を行うもの。